

第13回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長職務代理

第13回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成29年5月18日（木） 午後2時00分から午後3時15分まで

2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

3 出席した委員

会長職務代理 飯田稔委員、天野明彦委員、伊藤博文委員、掛布喜代子委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 朽名栄治、行政課主幹 前田出、行政課課長補佐 野中知加子、行政課主査 澤田直希、行政課専任主査 石田哲久、行政課情報公開グループ 河合優佑、同 原田果林、同 鳥山万実

5 説明を行うため出席した職員

生活福祉課課長補佐 牧野洋偉、生活福祉課主査 田中昌博、こども家庭課長 種井直樹、こども家庭課課長補佐 木佐貫美紀子、長寿介護課課長補佐 生駒雄二、長寿介護課主査 夏目剛志、同 坂上昇

6 会議に付した事項

○個人情報の例外的取扱いについて

諮問第17号「児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭等自立支援事業、敬老事業、高齢者世帯の見守り等の支援における民生委員・児童委員等への保有個人情報の提供について」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関意見陳述
- ・審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介、事務局自己紹介
- (2) 会長の互選、職務代理者の指名
会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 飯田稔委員
- (3) 会議録の公開について
公開とする。
- (4) 個人情報保護事務の仕組みと運営審議会の役割について

2 諮問第17号について

「児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭等自立支援事業、敬老事業、高齢者世帯の見守り等の支援における民生委員・児童委員等への保有個人情報の提供について」

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関の説明
 - ア 民生委員・児童委員について（生活福祉課）
 - イ 児童扶養手当給付事業及びひとり親家庭等自立支援事業における民生委員・児童委員への個人情報の提供について（こども家庭課）
 - ウ 敬老事業における社会福祉協議会及び民生委員・児童委員への個人情報の提供について（長寿介護課）
 - エ 高齢者世帯の見守り等の支援における民生委員・児童委員への個人情報の提供について（長寿介護課）アについては概要説明、イからエまでについては事業の内容、提供の必要性、提供の方法、個人情報の管理方法についての説明をした。

(3) 質疑応答

- ・ 児童扶養手当給付事業及びひとり親家庭等自立支援事業における民生委員・児童委員への個人情報の提供について

委員	児童扶養手当受給者名簿は全区域分渡すのか。
実施機関 (こども家庭課)	担当区域のみの名簿を民生委員・児童委員ごとに個別で封筒に入れ、渡す予定である。
委員	申立書の写しは民生委員・児童委員の証明を不要とする対象のものも郵送するのか。
実施機関	証明が必要なものに限って郵送する。

委員	申立書の写しの情報が現況と一致しない場合が考えられるが、そのような情報でも提供する必要性はあるのか。
実施機関	状況が変わっている可能性はあり得るが、その情報が民生委員・児童委員に伝わっていれば、事前に当該世帯の状況の現場確認等をし、申立書の記載内容の整合性を突合するために重要な情報となる。
・敬老事業における社会福祉協議会及び民生委員・児童委員への個人情報の提供について	
委員	社会福祉協議会への個人情報の提供をCD-Rにて行うとあるが、CD-Rに限定している理由が何かあるのか。機密を守るために書き換えができないようにするためか。
実施機関 (長寿介護課)	その通りである。また、そのまま破棄できるという点でCD-Rが適切であると考えている。
委員	最近ではCD-Rが読めない機械もある。当審議会でCD-Rに限定するとそれ以外の記録媒体では提供できなくなる。CD-Rにこだわらず、例えば、DVD-Rでも良いとする配慮が必要である。
実施機関	それでは、諮問の提供方法のCD-Rの箇所を修正願いたい。
委員	CD-Rのみではなく、CD-RまたはDVD-Rの2点に絞って提供という趣旨の修正で理解して良いか。
実施機関	はい。
委員	88歳の者に祝金を、99歳の者に祝詞を贈呈してきたのを今年度から廃止した理由は何か。
実施機関	個別に祝金等を贈呈するのではなく、地域社会全体で敬老の機運を高める方針にしたためである。
委員	豊橋市個人情報保護条例第9条第2項第6号で審議会の意見を聴いたうえで特別な理由があると実施機関が認めるときに目的外の利

用・提供ができると規定されている。この特別な理由は提供先が行政機関と同程度の公益性があり、かつ、その個人情報がないと事務の目的が達成できない場合と解される。民生委員・児童委員については実施機関の説明で公益性などについて理解できたが、社会福祉法人である社会福祉協議会の公益性について補足説明をしてほしい。

実施機関	高齢者の虐待防止や認知症高齢者の把握、また高齢者の居場所づくりを市として進めているが、その支援を行ってもらうなど市の福祉行政をより具体化する組織であるので公益性があると認識している。
委員	民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員という性格であるとのことだが、社会福祉協議会の性格はどのようなものであるか。
実施機関	関係行政庁の職員や当協議会の事業を遂行するうえで協力している団体の役員が理事等をしている団体である。

- ・ 高齢者世帯の見守り等の支援における民生委員・児童委員への個人情報の提供について
この案件について、質疑応答はありませんでした。

(4) 審議

- ・ 必要な情報を民生委員・児童委員に提供することは、適切な証明をするうえで極めて重要なものであると思われる。
- ・ 民生委員・児童委員が把握できていない世帯は問題を抱えている場合が多くある。そのような世帯をいち早く把握し、支援をするうえで、65歳以上のみの構成される世帯の名簿を提供することは極めて重要であると思われる。
- ・ いずれの事業についても、個人情報を提供することを認める（異議なし）。